

藤沢市民病院実習生受入要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市民病院において医療に関する実習生の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「実習生」とは、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、臨床工学技士、救急救命士その他の医療従事者等の養成を目的とする大学、短期大学、専修学校または高等学校若しくは養成所または医療関係団体等（以下「養成機関等」という）に所属する学生、生徒、研修生等であって、養成機関等の長からの実習受入れの依頼に基づき、病院長がこれを承認した者をいう。

(申請及び許可等)

第3条 養成機関等の長は、実習の受入れを本院に依頼しようとするときは、次の事項を記載した書面により、病院長に申請するものとする。

- (1) 実習生名簿
- (2) 実習期間
- (3) 実習目的及び内容

2 各所属長は前項の規定による依頼があった場合には、本院の業務に支障のない限り、受入れを承認するよう努めるものとする。

3 病院長は、前項の規定に基づき許可したときは、その旨を実習依頼者である養成機関等に通知するものとする。

(協定書)

第4条 養成機関等は、遵守すべき事項について、病院長と協定書を取り交わすものとする。

2 前項の協定書においては、次の各号、第6条実習費およびその他必要な事項を定めるものとする。

- (1) 実習中に知り得た個人情報等について、実習期間中及び実習終了後についても守秘義務を負うこと
- (2) 実習中に実習生の故意又は、過失により病院に損害を与えたときは、協議の上、養成機関等が責任を負うこと。

(実習期間)

第5条 実習期間は、一会計年度を超えないものとする。

(実習費の支払方法等)

第6条 実習費の額は、実習生1人につき1日当たり2,000円に消費税率を乗じた額とする。

- 2 養成機関等において額に定めがある場合はその額とする。ただし、前項に規定する額を下回らないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、病院長が特別な理由があると認める場合には、実習費の額を減額または免除するものとする。
- 4 実習生の所属する養成機関等の長は、本院の定める期日までに実習費を本院が指定する金融機関の口座に納入しなければならない。

(実習生の遵守義務)

第7条 実習生は、各種法令のほか、病院の諸規則を遵守し、実習指導者の指示に従って、実習に取り組むものとする。

- 2 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」を遵守し、実習において知り得た本院及び患者の情報を実習期間及び実習終了後についても外部に漏らしてはならない。
- 3 前項について、実習生は病院実習に係る個人情報保護に関する誓約書(様式1)を提出するものとする。

(養成機関等の遵守義務)

第8条 実習生は、実習期間前に健康診断を受けるとともに、院内感染症対策として、実習開始までに必要なワクチン接種や検査を済ませ、その結果報告書を提出するものとする。なお、結果報告書は任意様式とする。

- 2 当該実習にあたり、実習生が施設・備品等を滅失または破損した場合、また、患者や家族及び面会者等に損害を与えた場合、これを速やかに口頭・書面にて報告しなければならない。
- 3 前項の損害について、養成機関等の長は本院と協議の上、賠償を行わなければならない。
- 4 前条第2項の規定に反して、実習生が本院及び患者等の個人情報を漏洩した場合は、養成機関等も連帯してその責を負う。

(実習の停止及び許可の取消し)

第9条 病院長は、実習生及び養成機関等が前3条の規定に違反し、または、実習生としての適性を著しく欠くと認められる場合には、当該実習生の実習を中止し、第3条に規定する許可を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実習生の受入れに関し必要な事項は、病院長が養成機関等の長との協議の上、適宜定めることとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月5日から施行する。